

歴史は未来の羅針盤

温故知新

『近江日野の歴史』第一巻「自然・古代編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」は、各地区公民館・教育委員会事務局にて、一冊四、〇〇〇円（税込み）で販売中です。ぜひお買い求めください。第二巻「中世編」の予約も受け付け中です。

町史編さん室では、『近江日野の歴史』を編さんするため、古文書調査・民俗調査・地名水利調査をはじめ、さまざまな調査を、皆さんのご協力のもとで進めています。

今回は、これまで実施した調査のなかから、大字杣に伝わる山争いの古文書について紹介いたします。

山の恵みと山論記録

町内各地に広がる緑豊かな里山。江戸時代、人びとはこれらの里山から、さまざまな恵みを受けてきました。建物や治水用の木材の伐採、燃料用の薪や柴・肥料用の下草・マツタケの採集など、その利用方法はさまざまです。

このように、江戸時代の山は、人びとの暮らしに不可欠な存在でしたので、山の利用権をめぐる山争い（山論）があちこちで繰り広げられました。町内各地の大字には、これら山争いについての古文書が数多く伝えられています。

杣と高木の山争い

江戸時代、「庄村」と呼ばれた大字杣にも、文化十三（一八一六）年以降、高木村（現、東近江市）との間で争われた山争いの記録が残されています。この山争いは、杣の村民が、堰普請に必要な材木を伐採するため、字北山の山中で作業をしていたところに、高木村民が押しかけ、鋸や鉋を奪い取ったことに始まる争いでした。

当時、杣村は丹後宮津藩領、高木村は彦根藩領で、両藩の奉行が調停を試みました。しかし、両村とも北山が自村の領地であるとの主張を譲らなかつたため、京都町奉行所に提訴されることになりました。近江・山城・大和・丹波の四か国では、領主が異なる村同士の裁判は、京都町奉行所で行われる取り決めとなっていたからです。

京都町奉行所は、早速両村役人を呼び出して吟味を行いました。が、審議は一向に進みません。京都町

奉行所の裁定が出されたのは、文政七（一八二四）年、事件発生から八年後のことでした。

裁定の内容は、「論所（争いの場所）となつている北山は高木村の所有とするが、論所の中にある田地は杣村のものとする」という折衷案でした。しかし、両村民はこの決定を不服とし、ついに裁判は江戸の評定所へと送られることになったのです。

評定所での裁判にあたり、両村の惣代が呼び出され、吟味を受けました。その結果、評定所は、村境を決定するためには両村の検地を行う必要があるとの結論を出しました。これを受け、評定所留役の鈴木栄助・川路聖謨を奉行とする一行が派遣されることとなりました。一行の滞在は五か月間に及び、その間の吟味の結果、両村から和解の申し出があり、文政八年七月末、ようやく両村の争いに終止符がうたれることとなったのです。山の權益を守ろうとする村人たちの情

熱と、江戸時代の裁判制度の様子がうかがえる貴重な史料と言えるでしょう。

ところで、検地奉行となった川路は、日露和親条約をはじめ幕末外交に活躍した著名な幕府役人です。若き日の川路の足跡を知る上でも、杣の古文書は貴重です。

また、もう一人の検地奉行鈴木が著した「検地図巻」が、ドイツのブレイメン海外博物館で見られました。この図巻からは、検地が行われた時の村の様子を詳しく知ることができます。図巻の写真は、平成二二年刊行予定の、第八巻「史料編」CD-ROMに収録予定です。どうぞご期待ください。



▲大字杣に伝わる山論の古文書